証券コード　5957
平成28年３月９日

株 主 各 位

京都府綾部市井倉町梅ヶ畑20番地
日東精工株式会社
代表取締役社長　材 木 正 己

第110期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第110期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、**同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年３月29日（火曜日）午後５時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. **日　時**　平成28年３月30日（水曜日）午後１時
2. **場　所**　京都府綾部市井倉町梅ヶ畑20番地　当社会議室
3. **目的事項**

報告事項

1. 第110期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第110期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役１名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件
第６号議案　退任取締役および退任監査役に退職慰労金贈呈の件

以　上

◇

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（http://www.nittoseiko.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

【添付書類】

事　業　報　告（平成27年１月１日から 平成27年12月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油安効果などにより、企業収益は好調に推移したものの、輸出などの伸び悩みにより、力強さを欠く状況となりました。海外においては、欧米では堅調に推移したものの、中国経済の減速を受け、新興国などを中心とする周辺国経済は低迷いたしました。

このような経営環境のもと、当社グループは、当連結会計年度を初年度とする中期経営計画「日東パワーアッププランＦＩＮＡＬ」（平成27年～30年）をスタートさせ、事業力の強化、人財力の強化、グローバル力の強化、ブランド力の強化などの重点方策を展開し、強み（当社の特性）を活かした事業領域の拡大に挑戦してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は237億４百万円（前期比9.6％減）、営業利益は17億９千３百万円（前期比26.1％減）、経常利益は19億８千６百万円（前期比25.7％減）、当期純利益は11億５百万円（前期比27.2％減）となりました。

事業の種類別セグメントの概況は、次のとおりであります。

〈ファスナー事業〉

当事業につきましては、デジタルカメラやゲーム機の市場が世界レベルでスマートフォン市場へ移行し、精密ねじが国内外ともに低調となりました。一方、自動車向けねじは、海外現地調達が拡大する一方、重要部品は国内生産が維持され堅調に推移しました。

このような状況のもと、自動車関連業界向けに低燃費化や締結品質の向上に寄与するセルフタッピンねじの販売促進を展開するとともに、海外拠点における生産・供給体制の強化、国内製造工場の生産体制の効率化を行いました。

この結果、売上高は162億１千３百万円（前期比4.9％減）、営業利益は６億９千万円（前期比23.7％増）となりました。

〈産　機　事　業〉

当事業につきましては、単軸締付機、ねじ締めロボットなどの標準機種製品が、北米・中国市場で伸長し、国内需要においても自動車関連業界や住宅関連業界で堅調に推移しました。一方、自動組立ラインは、主な需要先において既存設備の改造対応にとどまるなど、設備投資の力強さを欠き低調となりました。

このような状況のもと、海外展開が進むユーザーをターゲットとして、欧米仕様に対応する各種コントローラを発売し、標準機種製品の拡充を推進しました。

この結果、売上高は53億９千２百万円（前期比19.8％減）、営業利益は10億２千１百万円（前期比33.3％減）となりました。

〈制 御 事 業〉

当事業につきましては、主力製品である流量計は、海外で好調を維持していた造船業界にブレーキがかかり減少しました。システム製品は、マイクロバブル洗浄機や部品検査選別装置が環境意識や品質への関心が高い自動車業界向けを中心に増加傾向となりました。地盤調査機「ジオカルテ」は、住宅需要の低迷により厳しい状況となりました。

このような状況のもと、マイクロバブル洗浄機の新機種投入による販売促進、新分野向けの地盤調査機「ジオカルテ」の開発に取り組みました。

この結果、売上高は20億９千８百万円（前期比14.0%減）、営業利益は８千１百万円（前期比75.7%減）となりました。

企業集団の事業セグメント別の売上高

（単位：百万円）

区　　分	第109期 平成26年１月１日から 平成26年12月31日まで		第110期 平成27年１月１日から 平成27年12月31日まで		前期比	
	売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率
ファスナー事業	17,050	65.0%	16,213	68.4%	△837	△4.9%
産機事業	6,727	25.7%	5,392	22.7%	△1,335	△19.8%
制御事業	2,439	9.3%	2,098	8.9%	△340	△14.0%
合計	26,217	100.0%	23,704	100.0%	△2,512	△9.6%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は７億５千５百万円であり、その主なものは防水壁の設置など、制御システム事業に関するもの３億１千２百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資等に必要な資金は、自己資金でまかないました。

(4) 財産および損益の状況の推移

（単位：百万円）

区　　分	第 107 期 (平成24年12月期)	第 108 期 (平成25年12月期)	第 109 期 (平成26年12月期)	第 110 期 (当連結会計年度) (平成27年12月期)
売上高	25,207	23,848	26,217	23,704
経常利益	2,340	2,496	2,674	1,986
当期純利益	1,037	1,414	1,517	1,105
１株当たり当期純利益	26円91銭	37円10銭	39円83銭	29円01銭
総資産	32,043	34,407	35,950	35,090
純資産	20,001	21,861	23,407	23,816

(5) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、年初から原油価格の一段の下落、人民元安、中国景気減速懸念などを材料に、世界的な株安の連鎖が生じており、景気見通しが不透明な状況となっております。

一方、当社グループの主な需要先である自動車関連業界、家電業界などでは、海外への生産シフトによる部材の現地調達化が拡大しており、海外メーカーとの価格競争が激しくなっております。当社の喫緊の経営課題は、グローバル市場における生産・供給体制の強化・拡充であると考えております。

このような状況におきまして、当社グループは、「締結・組立・計測検査における真のグローバルメーカーになる」という長期ビジョンの最終ステージと位置づける中期経営計画「日東パワーアッププランＦＩＮＡＬ」（平成27年～30年）をスタートさせました。

工業用ファスナー、自動組立機械、計測制御・検査機器など多岐にわたる技術、製品群をファスニング・ソリューションとして融合できる当社の強みを武器として、従業員一人一人が真のグローバルメーカーをイメージし、事業領域の拡充に挑戦してまいります。

一方、コーポレート・ガバナンスにつきましては、法令、社会のルール遵守はもちろんのこと、内部統制システムの整備に関する基本方針を徹底し、内部統制システムの整備・運用体制を一層充実させてまいります。

ＣＳＲ（企業の社会的責任）につきましては、「誠実を基とし内外に信用を獲得し地方の発展に寄与する」とした当社創立の基本方針を謳った企業活動の基本としての社是「我らの信条」と、この社是を従業員の具体的行動基準とした「行動規範」とをグループ全体に浸透させることで、企業活動によるもののみならず、従業員個々の活動を社会貢献活動につなげ、よりよい地域社会づくりに貢献してまいります。

当社グループは、成長・コンプライアンス・社会貢献を同時追求し、更なる企業価値の向上に努める所存であります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率又は出資比率	主要な事業内容
日東公進株式会社	20,000千円	100.0%	精密機械装置の製造・販売
東洋圧造株式会社	90,000千円	100.0%	鋲螺類の製造・販売
和光株式会社	90,000千円	67.5%	工業用ファスナー類の販売
PT.NITTO ALAM INDONESIA	26,685,000千ルピア	99.5%	工業用ファスナーの製造・販売
NITTO SEIKO (THAILAND) CO.,LTD.	100,000千バーツ	57.9%	工業用ファスナーの製造・販売
旭和螺絲工業股份有限公司	100,003千NTドル	50.0%	工業用ファスナーの製造・販売

③事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

区　分	主　　要　　製　　品	
ファスナー事業	ねじ類	精密ねじ、十字穴付ねじ(小ねじ、タッピンねじ、タップタイトねじ、特殊駆動穴付ねじ)、座金付ねじ、ロングロックねじ、トルクスねじ
	特殊冷間圧造部品	多段ヘッダーによる圧造部品
	ピンおよびリベット	スパイロールピン、チューブラリベット、溝付ピン
	測定器および工具	十字穴用ゲージ、ヘッディングパンチ、ねじ転造用ダイプレート、ビット
	複合成形部品	樹脂製ねじ、金属と樹脂の一体成形部品
産機事業	自動ねじ締め機	スタンドマット、フィードマット、単軸・多軸ねじ締め機
	自動リベットかしめ機	リベットセッタ
	自動ハトメかしめ機	アイレッタ
	自動組立機	フリーサイクルコンベア
	産業用ロボット	ニトマン、ねじロボ
	ドライバー	ＫＸ・ＮＸドライバ
制御事業	各種流量計	ロータリ流量計（電子式、機械式、防爆型、食品用等)、微少流量計、スライドベーン流量計、タービン流量計（工業用、地下水用)、質量流量計、電磁流量計
	ＬＰＧ充填装置	オートガス・スタンド用、ボンベ用
	データロガー	ガス圧記録計、データ処理ユニット
	地盤調査機	ジオカルテ
	検査選別装置	ミストル、キズミル
	洗浄装置	マイクロバブル洗浄装置

(8) 主要な営業所および工場

①当社の主要な事業所および工場の状況

名　称	所　在　地
本社	京都府　綾部市
東京支店	神奈川県　横浜市
大阪支店	大阪府　東大阪市
名古屋支店	愛知県　名古屋市
北関東営業所	群馬県　邑楽郡大泉町

名　称	所　在　地
本社工場	京都府　綾部市
八田工場	京都府　綾部市
城山工場	京都府　綾部市
制御システム工場	京都府　綾部市

②子会社の事業所

国内

名　称	所　在　地
日東公進株式会社	京都府　綾部市
東洋圧造株式会社	群馬県　前橋市
和光株式会社	群馬県 邑楽郡大泉町

海外

名　称	所　在　地
PT.NITTO　ALAM　INDONESIA	インドネシア共和国 タンゲラン市
NITTO SEIKO (THAILAND) CO.,LTD.	タイ国 サムットプラカーン県
旭和螺絲工業股份有限公司	台湾　高雄市

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員

従　業　員　数	前 期 末 比 増 減
1,409名	18名減

(注)　従業員数には、パートタイマー・嘱託等286名は含んでおりません。

②当社の従業員

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
554名	17名減	42.0才	21.1年

(注)　従業員数には、嘱託等72名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借　　入　　先	借 入 金 残 高
株　式　会　社　京　都　銀　行	1,433百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	536百万円
株　式　会　社　東　和　銀　行	444百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 …… 98,800,000株

(2) 発行済株式の総数 …… 39,985,017株(自己株式1,695,011株を含む)

(注) 上記の自己株式数には、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式1,000株を含んでおります。

(3) 株 主 数 …… 3,973名

(4) 大 株 主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日東精工協友会	2,775千株	7.24%
グンゼ株式会社	2,084千株	5.44%
株式会社京都銀行	1,892千株	4.94%
三井住友信託銀行株式会社	1,785千株	4.66%
神鋼商事株式会社	1,499千株	3.91%
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,347千株	3.51%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,185千株	3.09%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	960千株	2.50%
日東精工従業員持株会	754千株	1.96%
日本生命保険相互会社	619千株	1.61%

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式(1,695千株)を除いて計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
(代表取締役) 取締役社長	材　木　正　己	
常務取締役	今　川　和　則	管理部門担当兼財務担当
常務取締役	渡　邊　義　昭	ファスナー・産機事業部門担当兼産機事業部長
取　締　役	諏　訪　吉　昭	研究・技術担当兼日東公進㈱代表取締役社長
取　締　役	大　田　直　樹	ファスナー事業部長
取　締　役	足　立　由紀夫	制御システム事業部長
取　締　役	村　上　正　一	人事総務担当兼支店管理担当
取　締　役	大　塚　芳　邦	海外推進担当兼海外戦略部長
取　締　役	上　嶋　伸　宏	ファスナー事業部副事業部長兼製造部長
取　締　役	澤　井　　健	産機事業部副事業部長兼製造部長
常任監査役 (常　　勤)	福　林　憲　司	
監　査　役 (常　　勤)	小　林　善　朗	
監　査　役	下　井　幸　夫	グンゼ㈱常勤監査役
監　査　役	大　槻　隆　士	京都クレジットサービス㈱代表取締役社長

(注) 1. 監査役下井幸夫氏および監査役大槻隆士氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、監査役下井幸夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 常勤監査役小林善朗氏、監査役下井幸夫氏、監査役大槻隆士氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
   ・常勤監査役小林善朗氏は、長年にわたり財務および経理業務に従事してきた経験があります。
   ・監査役下井幸夫氏は、事業法人の経理財務部門での経験があります。
   ・監査役大槻隆士氏は、金融機関における長年の経験があります。

3. 平成27年３月27日開催の第109期定時株主総会において、上嶋伸宏氏および澤井健氏が取締役に、小林善朗氏が監査役に選任され、就任いたしました。

4. 平成27年３月27日開催の第109期定時株主総会終結の時をもって、取締役塩田展康氏、取締役小林善朗氏および監査役齋藤正幸氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取　締　役	12名	110百万円	（うち社外取締役　　該当なし）
監　査　役	５名	31百万円	（うち社外監査役　２名　３百万円）

（注）1. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額200百万円、監査役の報酬限度額は年額50百万円であります。（平成19年３月29日第101期定時株主総会決議）
2. 報酬等の額には、期間費用として未払計上した役員賞与と役員退職引当金の当期繰入額を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

監査役　下井幸夫

当社の株主であるグンゼ株式会社の常勤監査役であります。

監査役　大槻隆士

京都クレジットサービス株式会社の代表取締役社長であります。なお、当社は京都クレジットサービス株式会社との間に取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

監査役　下井幸夫

当期開催の取締役会14回のうち13回、監査役会16回のうち15回に出席し、事業法人の経理部門責任者および監査役としての豊富な業務経験に基づき、発言、助言を行っております。

監査役　大槻隆士

当期開催の取締役会14回のうち13回、監査役会16回のうち15回に出席し、金融機関の経験者および監査役としての豊富な業務経験に基づき、発言、助言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

④社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は従前より社外取締役の選任について検討をしてまいりましたが、当社に適切な候補者が見つからなかったため、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、この度の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、社外取締役の人選に努めましたところ選任者を得ることができましたので、平成28年３月30日開催予定の第110期定時株主総会に社外取締役選任議案を上程いたします。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

京都監査法人

(2) 報酬等の額

区　　分	報酬等の額(千円)
当事業年度に係る報酬等の額	25,000
当社および当社の子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	41,695

(注)1. 当社監査役会は、前期の会計監査人の監査実績の分析・評価、当期の監査計画、報酬見積りの算定根拠および会社との交渉経緯の聴取結果などを参考に審議した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社の監査につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）が行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外である財務デュー・ディリジェンス業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める理由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、当社監査役会はその決議により会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出することを決定いたします。

５．業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、業務の適正を確保するための体制に関し、平成27年4月28日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定いたしました。その内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役及び使用人に法令・定款等の遵守を徹底するため、企業倫理綱領の整備、見直し等を行うとともに、取締役及び使用人が法令・定款等の違反に関する行為を発見した場合の報告手段としての倫理規定違反報告書、企業倫理ホットラインの、さらなる周知徹底を図るとともに、公益通報者の保護を図り、適法かつ公正な事業運営を図る。

②社長直轄の組織として設置した内部統制推進部による業務のモニタリングを実施し、法令、定款及び社内規定に則り、妥当かつ合理的に実施されているかを調査し、社長に報告する。

③関連する法規の制定・改正があった場合は、必要な研修を実施する。

④財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。

⑤反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、またその活動を助長するような行為は行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①株主総会議事録、取締役会議事録、常勤役員会議事録、稟議書等、取締役の職務の執行に係る重要な情報の取扱いについては、法令及び文書帳票保管及び処分規定に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、定められた期間保存する。

②取締役及び監査役は、必要に応じて当該文書を自由に閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

①リスクカタログを作成し、当社が抱える諸リスクの抽出、分析、評価、優先度の決定を実施し対応を図る。

②当社の経営または事業活動に重大な影響を与えると判断される突発的なリスク発生時には、危機管理委員会規定に基づき取締役社長が委員長として危機管理委員会を招集し、速やかに問題の解決にあたる。

③情報漏洩等による企業の信頼の喪失及び経済的損失を防止するため、企業機密管理規定及び運用細則に基づき、当社が有する重要な情報を適切に管理する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役の職務の効率性を確保するため、取締役職務権限規定等に基づき運営を行うとともに、合理的な経営方針の策定、全社的な重要事項について検討、決定する常務会・常勤役員会等の有効的活用、及び各部門の有効な連携の確保のための制度の整備、運用等を行う。

②日常の職務遂行に際しては、職責権限規定等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社及び子会社と関連会社（以下、子会社等という）から成る企業集団の業務の適正を確保するため、またグループ間取引の適正を図るため、関係会社管理規定に基づき、子会社等の経営に関わる基本的事項に関して統括的に管理および指導を行う管理部署を設置するとともに、適切な監視体制および報告体制を確保する。

②すべてのステークホルダーとの信頼をさらに高めるとともに、企業の社会的責任を果たすため、企業倫理綱領を子会社等の指針として積極的に展開する。

③子会社等は関係会社管理規定に従い、定期的に業務執行状況を当社に報告する。

④子会社等との会議を定期的に実施し、子会社等の経営方針・経営計画についてチェックと調整を行う。

⑤関係会社管理規定に従い、子会社等に対し内部監査を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを監査役から求められた場合、その人選にあたっては監査役の意見を聴取し、人事担当取締役その他の関係者の意見も十分に考慮して決定する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、事前に監査役と協議の上、決定し、その人事考課については常勤監査役が行う。

②監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の職務を補助する場合は、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。

⑻ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等が監査役に報告をするための体制と、報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

①取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、遅滞なく監査役に報告を行う。

②取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して、法令・定款に違反する事実、当社及び子会社等の会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した場合には、当該事実に関する事項を遅滞なく監査役に報告を行う。

③当社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。

⑼ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は監査の実施にあたり必要と認めた時は、自らの判断で顧問弁護士や公認会計士等の外部アドバイザーを任用することができる。

②監査役は監査の実効性を高めるため、会計監査人及び内部監査部門と連携強化を図るとともに、会計監査人から会計監査内容について、また内部監査部門から内部監査の実施状況について報告を受ける。

６．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを実施いたしました。

⑴ コンプライアンス

法令遵守を徹底するため、倫理規定及び独占禁止法マニュアル等の見直しを実施するとともに、内部通報規定を新設し、当社監査部及び顧問弁護士を窓口とした内部通報制度を整備し、法令違反・不正行為等の防止及び早期発見に努めております。

⑵ リスク管理体制

当社及びグループ会社のリスクマネジメントに関する基本的事項を定め、リスクの防止及び損失の最小化を目的としたリスクマネジメント規定を制定し、当社のリスクに関する統括組織としてリスクマネジメント委員会を設置いたしました。

⑶ 取締役の職務の執行

取締役職務権限規定等の社内規定を見直し、規定に基づいて取締役が法令及び定款に基づき職務を執行するとともに、全社的な重要事項については常務会において検討、決定を行い、意思決定の迅速化を図りました。また、取締役会、常勤役員会の議案については、事前に提供を行う等の効率化に努めております。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保

当社グループ会社の十分な管理を実施するため、関係会社管理規定を見直すとともに、グループ各社への取締役及び監査役の派遣、関係会社管理規定に基づく管理部門の設置等により、グループ各社の業務の適正の確保に努めております。また、当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査部、企画室及び海外戦略部がモニタリングし、改善を進めております。

(5) 監査役

会計監査人、監査部及び企画室等の内部統制に係わる組織と定期的に情報交換することで、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表　（平成27年12月31日現在）

単位：千円（未満切捨て）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**20,584,794**	**流動負債**	**8,477,214**
現金及び預金	7,798,399	支払手形及び買掛金	2,985,144
受取手形及び売掛金	7,212,722	短期借入金	2,324,334
商品及び製品	1,469,830	未払金	1,726,554
仕掛品	1,494,497	未払法人税等	396,938
原材料及び貯蔵品	1,422,033	未払消費税等	97,720
繰延税金資産	104,938	賞与引当金	156,259
未収入金	972,944	その他	790,263
その他	113,461	**固定負債**	**2,797,271**
貸倒引当金	△4,031	長期借入金	648,700
固定資産	**14,505,842**	退職給付に係る負債	1,926,097
有形固定資産	**8,814,587**	役員退職引当金	87,620
建物及び構築物	2,571,574	その他	134,854
機械装置及び運搬具	1,699,586		
土地	4,116,440	**負債合計**	**11,274,486**
建設仮勘定	122,057	**純資産の部**	
その他	304,928	**株主資本**	**22,156,548**
無形固定資産	**80,496**	**資本金**	**3,522,580**
ソフトウェア	70,031	**資本剰余金**	**2,518,891**
その他	10,465	**利益剰余金**	**16,588,957**
投資その他の資産	**5,610,758**	**自己株式**	**△473,880**
投資有価証券	1,515,740	**その他の包括利益累計額**	**△230,909**
繰延税金資産	674,240	その他有価証券評価差額金	156,744
退職給付に係る資産	573,396	**為替換算調整勘定**	**△245,395**
長期預金	2,501,000	退職給付に係る調整累計額	△142,257
その他	347,380	**少数株主持分**	**1,890,511**
貸倒引当金	△1,000	**純資産合計**	**23,816,151**
資産合計	**35,090,637**	**負債及び純資産合計**	**35,090,637**

連結損益計算書 （自　平成27年１月１日 至　平成27年12月31日）

単位：千円（未満切捨て）

科目	金額	
売上高		23,704,171
売上原価		17,866,076
売上総利益		5,838,095
販売費及び一般管理費		4,044,216
営業利益		**1,793,879**
営業外収益		
受取利息及び配当金	61,905	
受取賃貸料	69,063	
雑収入	173,613	304,582
営業外費用		
支払利息	27,125	
賃貸収入原価	37,581	
雑損失	47,205	111,911
経常利益		**1,986,550**
特別利益		
固定資産売却益	8,495	
投資有価証券売却益	42,418	
負ののれん発生益	45,746	96,659
特別損失		
固定資産処分損	19,226	19,226
税金等調整前当期純利益		**2,063,984**
法人税、住民税及び事業税	673,180	
法人税等調整額	86,742	759,922
少数株主損益調整前当期純利益		**1,304,061**
少数株主利益		198,576
当期純利益		**1,105,485**

連結株主資本等変動計算書 （自　平成27年１月１日 至　平成27年12月31日）

単位：千円（未満切捨て）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,522,580	2,518,891	15,972,139	△469,487	21,544,123
会計方針の変更による累積的影響額			△163,144		△163,144
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,522,580	2,518,891	15,808,995	△469,487	21,380,979
当期変動額					
剰余金の配当			△325,522		△325,522
当期純利益			1,105,485		1,105,485
自己株式の取得				△4,393	△4,393
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	779,963	△4,393	775,569
当期末残高	3,522,580	2,518,891	16,588,957	△473,880	22,156,548

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	190,913	△200	△336,014	△145,302	2,008,211	23,407,032
会計方針の変更による累積的影響額						△163,144
会計方針の変更を反映した当期首残高	190,913	△200	△336,014	△145,302	2,008,211	23,243,888
当期変動額						
剰余金の配当						△325,522
当期純利益						1,105,485
自己株式の取得						△4,393
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△34,169	△245,194	193,756	△85,607	△117,700	△203,307
当期変動額合計	△34,169	△245,194	193,756	△85,607	△117,700	572,262
当期末残高	156,744	△245,395	△142,257	△230,909	1,890,511	23,816,151

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　16社（うち海外9社）

連結子会社の名称　日東公進株式会社
和光株式会社
東洋圧造株式会社
日東工具販売株式会社
株式会社ニッセイ
株式会社ファイン
東陽精工株式会社
NITTO SEIKO (THAILAND) CO.,LTD.
PT.NITTO ALAM INDONESIA
旭和螺絲工業股份有限公司
香港和光精工有限公司
日東精密螺絲工業（浙江）有限公司
SHI-HO INVESTMENT CO.,LTD.
VIETNAM WACOH CO.,LTD.
THAI NITTO SEIKO MACHINERY CO.,LTD.
PT.INDONESIA NITTO SEIKO TRADING

2. 持分法の適用に関する事項

イ．持分法適用の関連会社の数　３社

持分法適用の関連会社の名称　松浦屋株式会社
九州日東精工株式会社
MALAYSIAN PRECISION MANUFACTURING SDN.BHD.

ロ．持分法を適用していない関連会社の数　６社

関連会社の名称　松浦屋香港有限公司
九州日東精工香港有限公司
KYUSHU NITTO SEIKO (THAILAND) CO.,LTD.
Q-NT HONG KONG (CAMBODIA) CO.,LTD.
九州日東貿易（大連）有限公司
台湾九州日東精工有限公司

持分法を適用しない理由

連結純損益（持分に見合う額）及び連結利益剰余金（持分に見合う額）に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・原材料・貯蔵品……主として、移動平均法

仕　　掛　　品……主として、先入先出法

産業機械の製品・仕掛品……個別法

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

・リース資産以外の有形固定資産

当社及び国内連結子会社は、主として定率法によっております。ただし、在外連結子会社と平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物……３年～50年

機械装置及び運搬具……４年～12年

・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ロ．無形固定資産

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員への賞与の支出に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込額を引当計上しております。

ハ．役員退職引当金

当社及び一部の子会社は、役員の退職金支出に備えるため、役員退職金内規により算定した所要見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異は、10年による定額法により、発生した期の翌期から処理しております。

ロ．のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却は５年間の均等償却を行っております。

ハ．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

会計方針の変更

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首において利益剰余金が163,144千円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

土地	199,028千円
建物	299,921千円
合計	498,949千円
担保に係る債務の金額	70,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　19,847,616千円
3. 受取手形割引残高　90,542千円
4. 連結会計年度末日満期手形の会計処理

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理をしております。当連結会計年度末日満期手形の金額は次のとおりであります。

受取手形	108,841千円
割引手形	6,494千円
支払手形	106,627千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式　39,985,017株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年３月27日定時株主総会	普通株式	172,343	4.50	平成26年12月31日	平成27年３月30日
平成27年８月12日取締役会	普通株式	153,178	4.00	平成27年６月30日	平成27年９月14日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年３月30日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	172,309	4.50	平成27年12月31日	平成28年３月31日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、安全性の高い金融資産に限定して余資を運用することとしており、調達は主に銀行借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとに期日及び残高管理を行い、回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、時価のある株式については四半期ごとに時価の把握を行い、時価のない株式等については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

借入金の用途は、主に運転資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。((注２）を参照)

単位：千円(未満切捨て)

	連結貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
（１）現金及び預金	7,798,399	7,798,399	―
（２）受取手形及び売掛金	7,212,722	7,212,722	―
（３）未収入金	972,944	972,944	―
（４）投資有価証券	939,492	936,927	△2,565
（５）長期預金	2,501,000	2,500,398	△601
（６）支払手形及び買掛金	(2,985,144)	(2,985,144)	―
（７）短期借入金	(2,324,334)	(2,324,334)	―
（８）未払金	(1,726,554)	(1,726,554)	―
（９）未払法人税等	(396,938)	(396,938)	―
(10) 長期借入金	(648,700)	(648,700)	―

（※）負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

（１）現金及び預金、（２）受取手形及び売掛金、（３）未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（４）投資有価証券

株式は取引所の価格を時価としており、債券他は取引金融機関から提示された価格を時価としております。

（５）長期預金

長期預金のうち、200,000千円は、中途解約しない限り元本が保証されており、かつ、利率がマイナスとならないデリバティブ内包型預金（マルチコーラブル預金）であり、その時価は取引金融機関の組込デリバティブ時価評価額をもとに一体処理した金額によっております。

そのほかの長期預金2,301,000千円の時価については、元利金の合計額を新規に同様の約定を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（６）支払手形及び買掛金、（７）短期借入金、（８）未払金、（９）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（10）長期借入金

これらは変動金利による借入であり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額10,200千円）及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額566,047千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（４）投資有価証券」には含めておりません。

１株当たり情報に関する注記

1.	１株当たり純資産額	575円45銭
2.	１株当たり当期純利益	29円01銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

なお、記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 （平成27年12月31日現在）

単位：千円（未満切捨て）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**13,503,970**	**流動負債**	**5,265,657**
現金及び預金	4,202,895	支払手形	356,667
受取手形	3,384,073	買掛金	831,937
売掛金	2,185,353	短期借入金	1,380,000
商品及び製品	684,510	未払金	1,833,308
仕掛品	1,116,964	未払法人税等	224,240
原材料及び貯蔵品	1,097,886	未払消費税等	48,510
前払費用	8,831	未払費用	217,086
繰延税金資産	74,133	預り金	74,121
未収入金	716,512	賞与引当金	60,000
その他	33,809	その他	239,785
貸倒引当金	△1,000	**固定負債**	**2,271,333**
固定資産	**12,696,829**	長期借入金	500,000
有形固定資産	**6,489,696**	退職給付引当金	1,561,154
建物	1,383,678	役員退職引当金	86,900
構築物	414,772	長期預り保証金	111,813
機械及び装置	887,095	その他	11,465
車両運搬具	17,049	**負債合計**	**7,536,990**
工具、器具及び備品	158,198	**純資産の部**	
土地	3,508,793	**株主資本**	**18,561,491**
建設仮勘定	120,108	**資本金**	**3,522,580**
無形固定資産	**57,590**	**資本剰余金**	**2,488,621**
ソフトウェア	53,470	資本準備金	880,645
その他	4,119	その他資本剰余金	1,607,976
投資その他の資産	**6,149,543**	**利益剰余金**	**12,978,104**
投資有価証券	768,724	その他利益剰余金	12,978,104
関係会社株式	1,311,279	配当準備積立金	145,000
長期貸付金	210,500	買換資産圧縮積立金	385,503
長期前払費用	9,597	別途積立金	10,600,000
繰延税金資産	486,037	繰越利益剰余金	1,847,601
長期預金	2,420,000	**自己株式**	**△427,814**
前払年金費用	689,955	**評価・換算差額等**	**102,317**
その他	254,447	**その他有価証券評価差額金**	**102,317**
貸倒引当金	△1,000	**純資産合計**	**18,663,809**
資産合計	**26,200,799**	**負債及び純資産合計**	**26,200,799**

損 益 計 算 書 （自　平成27年１月１日 至　平成27年12月31日）

単位：千円（未満切捨て）

科目	金額	
売上高		15,032,697
売上原価		11,530,747
売上総利益		3,501,949
販売費及び一般管理費		2,456,243
営業利益		**1,045,705**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	299,350	
受取賃貸料	91,212	
その他	81,558	472,121
営業外費用		
支払利息	12,957	
賃貸収入原価	51,462	
その他	36,030	100,450
経常利益		**1,417,376**
特別利益		
固定資産売却益	4,796	
投資有価証券売却益	41,742	
債務保証損失引当金戻入額	290,000	336,538
特別損失		
固定資産処分損	17,527	17,527
税引前当期純利益		**1,736,387**
法人税、住民税及び事業税	413,034	
法人税等調整額	108,929	521,963
当期純利益		**1,214,423**

株主資本等変動計算書（自　平成27年１月１日 至　平成27年12月31日）

単位：千円（未満切捨て）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
					その他利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	配当準備積立金	買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,522,580	880,645	1,607,976	2,488,621	145,000	368,967	9,800,000	1,929,080	12,243,048
会計方針の変更による累積的影響額								△153,845	△153,845
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,522,580	880,645	1,607,976	2,488,621	145,000	368,967	9,800,000	1,775,235	12,089,203
当期変動額									
剰余金の配当								△325,522	△325,522
当期純利益								1,214,423	1,214,423
自己株式の取得									
買換資産圧縮積立金の積立						16,535		△16,535	－
別途積立金の積立							800,000	△800,000	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	16,535	800,000	72,365	888,901
当期末残高	3,522,580	880,645	1,607,976	2,488,621	145,000	385,503	10,600,000	1,847,601	12,978,104

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△425,183	17,829,066	124,561	124,561	17,953,627
会計方針の変更による累積的影響額		△153,845			△153,845
会計方針の変更を反映した当期首残高	△425,183	17,675,221	124,561	124,561	17,799,782
当期変動額					
剰余金の配当		△325,522			△325,522
当期純利益		1,214,423			1,214,423
自己株式の取得	△2,630	△2,630			△2,630
買換資産圧縮積立金の積立		－			－
別途積立金の積立		－			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△22,244	△22,244	△22,244
当期変動額合計	△2,630	886,270	△22,244	△22,244	864,026
当期末残高	△427,814	18,561,491	102,317	102,317	18,663,809

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・原材料・貯蔵品……移動平均法

仕　　掛　　品……先入先出法

産業機械の製品・仕掛品……個別法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建　　物……３年～50年

機械装置……５年～12年

無形固定資産

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込額を引当計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異は、10年による定額法により、発生した期の翌期から処理しております。

(4) 役員退職引当金

役員の退職金支出に備えるため、役員退職金内規により算定した所要見込額を計上しております。

(5) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、債務保証先の財政状態の実情を勘案し、個別検討による必要額を見積計上しております。

5. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

6. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

会計方針の変更

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首において繰越利益剰余金が153,845千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1.	有形固定資産の減価償却累計額	14,703,782千円
2.	保証債務残高	
	子会社の金融機関からの借入に対する債務保証	693,608千円
3.	関係会社に対する金銭債権債務	
	関係会社に対する短期金銭債権	784,262千円
	関係会社に対する長期金銭債権	210,500千円
	関係会社に対する短期金銭債務	330,927千円

4. 決算期末日満期手形の会計処理

決算期末日満期手形の会計処理については、当決算期末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理をしております。当決算期末日満期手形の金額は次のとおりであります。

受取手形	107,482千円
支払手形	98,362千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	1,921,300千円
関係会社からの仕入高	1,585,706千円
関係会社との営業取引以外の取引高	386,374千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	1,694,011株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

退職給付引当金	680,621千円
関係会社株式評価損	151,559千円
役員退職引当金	28,042千円
投資有価証券評価損	19,749千円
その他	84,685千円
繰延税金資産小計	964,658千円
評価性引当額	△179,076千円
繰延税金資産合計	785,582千円

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

買換資産圧縮積立金	183,253千円
その他有価証券評価差額金	42,158千円
繰延税金負債合計	225,411千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	和光株式会社	所有 67.5%	当社製品の販売 役員の兼務	資金の回収	36,000	長期貸付金（注１）	137,500
				債務保証（注２）	657,425	―	―
				土地の購入（注３）	124,350	土地	124,350
				建物の購入（注３）	145,650	建物	145,006

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）和光株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

（注２）和光株式会社に対する債務保証は金融機関からの借入について行ったものであり、当事業年度において290,000千円の債務保証損失引当金戻入額を計上しております。

（注３）土地及び建物の購入に係る取引金額については、不動産鑑定評価額に基づき、決定しております。

１株当たり情報に関する注記

1.	１株当たり純資産額	487円42銭
2.	１株当たり当期純利益	31円71銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

なお、記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月12日

日 東 精 工 株 式 会 社

取 締 役 会　御 中

京 都 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　加　地　　敬　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　田　村　　透　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日東精工株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日東精工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月12日

日 東 精 工 株 式 会 社

取 締 役 会　御 中

京 都 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　加　地　　敬　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　田　村　　透　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日東精工株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制推進部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人　京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月12日

日東精工株式会社 監査役会

監査役（常勤）　福林憲司　㊞

監査役（常勤）　小林善朗　㊞

監　査　役　下井幸夫　㊞

監　査　役　大槻隆士　㊞

（注）　監査役下井幸夫及び監査役大槻隆士は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分および期末配当につきましては、業績の変動に大きく影響されない安定配当の維持、企業体質の強化および将来の事業展開に備えるための内部留保に努めるとの基本方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

1.　剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金　700,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　700,000,000円

2.　期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金４円50銭　総額　172,309,527円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年３月31日

なお、昨年９月に１株につき４円の中間配当金をお支払いしておりますので、年間配当金は１株につき８円50銭となります。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更理由

平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第30条（取締役の責任免除）を新設し、第39条（社外監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。なお、第30条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

また、条文の新設に伴い条数の繰り下げを行うものであります。

２．変更内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変更案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第19条～第29条　（条文省略）	第19条～第29条　（現行どおり）
（新設）	第30条（取締役の責任免除）当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
第30条～第38条　（条文省略）	第31条～第39条　（現行どおり）
第39条（社外監査役の責任免除）当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする。	第40条（監査役の責任免除）当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする。
第40条～第43条　（条文省略）	第41条～第44条　（現行どおり）

第３号議案　取締役１名選任の件

本総会終結の時をもって取締役大田直樹氏が退任されるため、取締役１名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、本総会において選任された取締役の任期は当社定款第21条第２項の規定により、他の在任取締役の任期満了の時までとなります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
塩見（しおみ）　満（みつる） （昭和37年７月29日生）	平成元年４月　当社入社 平成14年７月　当社退社 平成18年10月　弁護士登録（京都弁護士会） 塩見法律事務所　設立 （京都市） 平成19年４月　塩見法律事務所　移転 （福知山市）（現在） 平成20年３月　税理士登録（近畿税理士会） （現在）	8,000株

（注）1.　塩見満氏は、新任の候補者であります。

2.　塩見満氏は、当社との間に特別の利害関係はありません。

3.　社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

①塩見満氏は、過去に当社の従業員であったことがあります。

②塩見満氏は、社外取締役候補者であり、原案どおり選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

③社外取締役候補者とした理由

塩見満氏につきましては、弁護士および税理士としての経験や専門知識を当社の経営に反映していただきたいと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。

④社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由

塩見満氏は、会社の経営に直接関与された経験はありませんが、その経験と見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

⑤社外取締役との責任限定契約について

塩見満氏が社外取締役に就任した場合には、「第２号議案　定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に、当社は同氏との間で会社法第427条第１項に定める最低責任限度額を責任の限度額とする契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

第４号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって監査役福林憲司氏および大槻隆士氏が任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おおた　なおき 大田　直樹 （昭和30年３月１日生）	昭和54年４月　当社入社 平成16年10月　当社ファスナー事業部販売部長 平成21年２月　和光㈱代表取締役社長 平成23年３月　当社取締役（現在） 平成25年３月　当社ファスナー事業部長（現在）	13,512株
2	なかむら　ひさよし 中村　久義 （昭和27年11月30日生）	昭和51年４月　㈱京都銀行入行 平成17年６月　同行取締役 平成20年６月　同行常務取締役 平成26年６月　同行代表取締役・専務取締役 平成27年６月　京都信用保証サービス㈱代表取締役会長（現在）	0株

（注）1.　大田直樹氏および中村久義氏は、新任の候補者であります。

2.　各候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。

3.　社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

①中村久義氏は、社外監査役候補者であります。

②中村久義氏は、過去５年間に当社の特定関係事業者である㈱京都銀行の業務執行者であったことがあります。また、過去２年間に同行から報酬を受けたことがあります。現在は、京都信用保証サービス㈱の代表取締役会長であり、当社と同社との間に取引関係はありません。

③社外監査役候補者とした理由

中村久義氏につきましては、金融機関での豊富な経験と企業経営者としての見識を当社の監査業務に活かしていただきたいと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。

④監査役との責任限定契約について

中村久義氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項に定める最低責任限度額を責任の限度額とする契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

本総会開始の時をもって、補欠監査役選任の効力が失効しますので、法令に定める社外監査役の員数が欠けた場合に備えて、社外監査役下井幸夫氏および中村久義氏の補欠の監査役として、鈴木昌和氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
すずき　まさかず 鈴木昌和 （昭和29年10月29日生）	昭和60年４月　グンゼ㈱入社 平成15年２月　同社研究開発センター第五研究室長 平成18年６月　同社執行役員 平成18年６月　同社研究開発センター長兼第五研究室長 平成20年６月　同社取締役兼執行役員（現在） 平成20年６月　同社研究開発センター長兼第五研究室長 平成20年10月　同社研究開発センター長 平成22年４月　同社研究開発部長 平成26年４月　同社ＱＯＬ研究所長（現在）	0株

（注）1.　鈴木昌和氏は、当社との間に特別の利害関係はありません。

2.　補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

①鈴木昌和氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

②補欠の社外監査役候補者とした理由

鈴木昌和氏につきましては、監査役に就任された場合、企業経営者としての見識を当社の監査業務に活かしていただきたいと考え、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

③監査役との責任限定契約について

鈴木昌和氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項に定める最低責任限度額を責任の限度額とする契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

第６号議案　退任取締役および退任監査役に退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます大田直樹氏、監査役を退任されます福林憲司氏および大槻隆士氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の一定の基準に基づく相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、また、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、各氏の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
大　田　直　樹	平成23年３月　当社取締役　　現在に至る
福　林　憲　司	平成24年３月　当社監査役（常勤）　　現在に至る
大　槻　隆　士	平成24年３月　当社監査役　　現在に至る

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　　京都府綾部市井倉町梅ヶ畑20番地　当社会議室

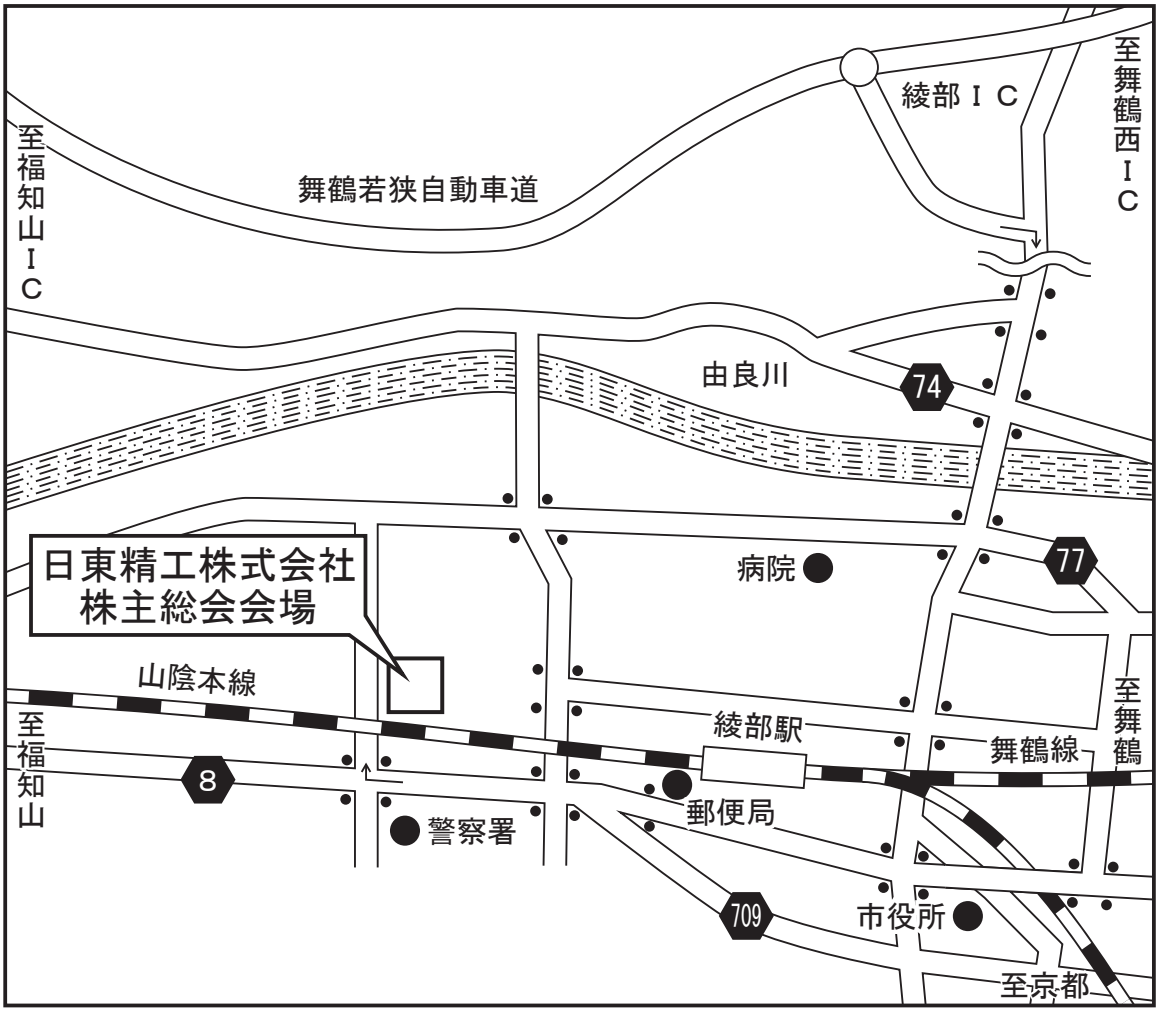

◎ＪＲ綾部駅より約1.3km（徒歩14分／タクシー５分）

◎舞鶴若狭自動車道 綾部インターチェンジより約4.2km（車10分）